

# 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会臨時職員就業規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）事務局規程第4条第2項の規定に基づいて配置する臨時職員について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めない事項については、労働基準法、その他の法令の定めるところによる。

### (規則遵守の義務)

第2条 臨時職員は、この規則及び業務上の指示命令を遵守して誠実に職務に従事しなければならない。

## 第2章 人事

### (任用)

第3条 社協会長（以下「会長」という）は臨時職員として就業を希望する者に、次の各号の書類を提出させ、書類選考と実務の適応性を判断した上、適当と認められた者を任用する。

- (1) 自筆履歴書
- (2) 就業可能時間届出書
- (3) 業務に関して必要な資格書等
- (4) その他、必要とする書類

### (労働条件の明示)

第4条 会長は、臨時職員として任用しようとする者と労働契約（様式第1号）を締結する際に、辞令書、本規則、労働条件通知書（様式第2号）を交付するものとする。

### (任用決定者の提出書類)

第5条 臨時職員として任用された者は、任用後直ちに誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

### (雇用期間及び更新)

第6条 臨時職員の雇用期間は1年を超えない必要な範囲とする。ただし、会長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

2 本人が希望し、高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき労使協定により定められた基準に該当した者については満60歳を超えて65歳まで継続雇用する。

(解雇)

第7条 臨時職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 事業の休廃止または縮小その他、事業の運営上やむを得ないとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 勤務成績が著しく不良であり、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

(解雇予告)

第8条 前条の規定により解雇する場合は、30日前に予告するか、または労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給する。

(退職)

第9条 臨時職員が次の各号の一に該当する場合は、その日を退職の日とし、臨時職員としての身分を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を願い出て承認されたとき

(退職手続)

第10条 臨時職員が自己都合により退職しようとするときは、退職希望日の1ヶ月前までに、その旨を申し出なければならない。

### 第3章 服務

(服務心得)

第11条 臨時職員は、常に健康に留意し、職務に支障を生じないように心がけなければならない。

2 臨時職員は、上司の指示に従い、職務に精励するとともに同僚と協調しなければならない。

(守秘義務)

第12条 臨時職員は、社協の名誉または信用を傷つけ、秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(損害賠償)

第13条 臨時職員が故意または過失により、社協に損害を与えたときは賠償しなければならない。ただし、過失による場合は、情状により減免されることがある。

### 第4章 勤務時間及び休日

(勤務時間)

第14条 臨時職員の所定労働時間は、1週間40時間以内とし、本人の就労可能時間を考慮し、個人ごとに決定する。

(勤務の形態)

第15条 臨時職員の勤務の形態は1ヶ月ごとに定めるものとし、前月25日までに月間勤務予定表をもって通知する。

2 業務の都合その他やむをえない事情により、勤務を変更することがある。

(休憩、休息时间)

第16条 臨時職員の休憩及び休息時間は、1日の労働時間が6時間を超え8時間以内の場合はそれぞれ45分及び15分とする。

2 1日の労働時間が6時間以下の場合は、業務内容等を考慮して与えることがある。

3 第1項の休憩及び休息時間は、業務の都合その他やむを得ない事情により、繰り上げまたは繰り下げることがある。

(休日)

第17条 臨時職員の休日は週1日以上とし、月間勤務予定表により明示する。

2 業務の都合その他やむを得ない事情により、休日を変更することがある。ただし、休日は4週間を通じて4日を下回らないものとする。

(年次有給休暇)

第18条 臨時職員の有給休暇は労働基準法の規定に基づき付与する。

2 付与日数は、別に定める。

3 臨時職員が年次有給休暇を請求するときは、事前に期日を指定して申し出なければならない。

4 前項の請求が事業の正常な運営を妨げると認める場合には、これを他の期日に変更することがある。

## 第5章 賃金

(賃金)

第19条 臨時職員の賃金及び割増賃金は、労働基準法の規定に従い、別に定める。

2 1日の勤務時間内に勤務を要しない時間があるときは、勤務した時間数に1時間当たりの単価を乗じて支給する。

(賃金の支払)

第20条 臨時職員の賃金は、毎月1日から末日までの分を翌月の21日に本人名義の預金口座に振り込むことにより支給する。

2 賃金の支払日が休日の場合は、繰り上げるものとする。

## 第6章 福利厚生等

(健康診断)

第21条 臨時職員は、年1回以上社協が指定する健康診断を受けなければならない

ない。ただし、夜勤をするものは年2回以上受けるものとする。

(労働保険、社会保険)

第22条 社協は、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者の適用を受ける臨時職員について、必要な手続きをとる。

## 第7章 雑則

(安全衛生)

第23条 臨時職員は、就業にあたって災害の未然防止に留意し、安全保持並びに保健衛生の向上に努めなければならない。

2 社協は、臨時職員の職場環境の改善を図り、安全衛生教育、健康診断の実施その他の必要な処置を講ずる。

(災害補償)

第24条 臨時職員の職務上の災害(負傷、疾病、廃疾または死亡をいう)に対しては、労働基準法の定めるところにより補償する。

(研修)

第25条 臨時職員は、会長が必要と認めた場合に、研修に参加するものとする。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会臨時職員等就業規則(平成12年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。